

【地方税法等の一部を改正する法律により船橋市都市計画税条例のうち令和8年4月1日施行を予定している内容】

規定の整備

- ① 地方税法の項ずれ及び規定の削除等による規定の整備（附則第2項、附則第3項、附則第6項から附則第8項まで、附則第14項、附則第15項）